

第82回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

①事業報告の「7. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」	1
②連結計算書類の「連結注記表」	3
③計算書類の「個別注記表」	6

積水樹脂株式会社

当社は、株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.sekisuijushi.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

① 事業報告の「7. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団の業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会が法令・定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督するとともに、取締役会には監査役全員が、経営会議には常勤監査役が出席することにより、意思決定の適法性を確保する。加えて、内部監査部門である監査室が、当社各事業所において、会計監査及び業務監査を行う。

また、「積水樹脂グループ企業行動指針」において、積水樹脂グループ役職員のコンプライアンスに対する意識向上をはかるとともに、反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当要求に対しても毅然とした姿勢で対応することを明文化し周知徹底に努め、あわせて社内体制の整備強化をはかる。

さらに、社内通報制度「S J C コンプライアンス サポートネットワーク」により、コンプライアンス上の問題が生じた場合は積水樹脂グループ役職員から直接社内窓口または社外の弁護士窓口に通報できる体制を設け、不正行為の早期発見と迅速な是正に努めるとともに、「コンプライアンス委員会」により、積水樹脂グループ全般のコンプライアンスの強化・推進を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の重要書類は法令及び社内規則に基づき、主管部署が責任をもって保存・管理する。なお、決裁書その他重要書類は、監査役の要求がある場合に加え、定期的に監査役の閲覧に供される。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営会議で定められた方針に基づき、品質・安全・環境・コンプライアンスについてはそれぞれ該当する委員会や主管部署を設置して積水樹脂グループ全般のリスク管理を行い、他のリスクに関しては各担当部署・各子会社において業務上のリスクを認識し、リスクの対応策を講じる。

また、「危機管理マニュアル」を策定し、積水樹脂グループの役職員に周知徹底させることで、リスクの発生防止に努めるとともに、重大なリスクが発生した場合は緊急対策本部を設置し、迅速・適確な対応をはかる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を少人数で構成し、原則として毎月1回以上これを開催することにより、経営に関する迅速な意思決定をはかるほか、執行役員制を導入し、適かつ迅速な業務執行を行う。さらに、取締役会の効率性を確保するため、原則として社内取締役により構成される経営会議において、常勤監査役が出席し、十分な事前審議を行う。

⑤ 積水樹脂グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「経営理念」や「行動指針」等に示される基本的な考え方をグループ全体で共有するとともに、子会社の重要な意思決定については、その自主性を尊重しつつ、適切に関与・協議を行い、グループ経営の適正かつ効率的な運営を行う。

さらに、当社は、子会社より業務執行に関する重要な情報について適宜報告を受けるとともに、関係会社社長会を定期的に開催し、業務執行の適正性を確保するほか、当社内部監査部門である監査室による監査や監査役・会計監査人による監査を通して適法性も確保する。

積水樹脂グループのコンプライアンスについては、「コンプライアンス委員会」が統括・推進するほか、当社の主要事業所や子会社にコンプライアンス責任者を置き、コーポレートガバナンスの維持・強化をはかる。

⑥ 監査役が補助使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役が、監査業務を円滑に遂行するための補助使用者を取締役に要請した場合、取締役は監査役と協議し、補助使用者を置く。当該使用者には、監査役の指示のもと、監査役補助業務の遂行に必要な権限を付与する。

当該使用者の専任・兼任の別や異動等人事事項に係る決定については、監査役の同意を要する。

⑦ 取締役、執行役員及び使用人、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社の取締役及び子会社の代表取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他の会社の経営上重要な影響を及ぼす事実を発見したときは、「危機管理マニュアル」に定める経路により、常勤監査役に報告する。さらにその体制の整備をはかる。

また、監査役は重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会には監査役全員が、経営会議には常勤監査役が出席するほか、監査役監査や決裁書等の重要文書閲覧の際には、必要に応じて担当者にその説明を求める。加えて、子会社往査等を通じて子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受ける。

内部監査部門である監査室は、当社及び当社子会社への会計監査及び業務監査を行っており、監査結果はその都度、代表取締役及び監査役に報告する。

さらに、社内通報制度「SJCコンプライアンス サポートネットワーク」は当社子会社の役員、従業員も利用可能であり、受付窓口は、通報者の個人情報等に配慮したうえで、その通報内容等を代表取締役及び常勤監査役へ報告する。

監査役へこれらの報告を行った役員・従業員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払や支出した費用の償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、その費用等を負担する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は会計監査人が実施した定期的な会計監査の説明を受けて情報交換を行うほか、常勤監査役は会計監査人が実施する各事業所への監査に立会うなど、会計監査人と連携・協調をはかり、監査の充実に努める。

(2) 当該体制の運用状況の概要

当社では、平成27年4月24日開催の取締役会におきまして、当該体制の一部改正を決議し、上記の通りといたしました。また、当社では、上記に掲げた体制の整備とその適切な運用に努めており、当期における運用状況の概要は以下の通りであります。

- ・取締役会を13回開催し、法令・定款に基づき経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しました。
- ・経営会議を15回開催し、経営会議の決議事項のほか、取締役会の効率性を確保するために取締役会付議事項の事前審議・論点整理等を行いました。
- ・関係会社社長会を2回開催し、当社代表取締役、常勤監査役出席のもと子会社の業務執行に関する報告・審議を行いました。
- ・コンプライアンス委員会を2回開催し、当社及び当社子会社におけるコンプライアンスに関する課題の把握と対策の検討を行いました。
- ・従来より運用している「社内通報制度」について、情報提供者の利便性を高めるべく外部の通報窓口を新たに設置するなど、さらなる体制の整備を行いました。
- ・監査室は、監査実施計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査を実施するとともに、監査結果はその都度代表取締役及び監査役に報告しております。
- ・監査役会を9回開催し、監査に関する重要な事項を決定するとともに、監査結果等の報告や意見交換等を行いました。また、監査役は、取締役会には監査役全員が、経営会議には常勤監査役が出席し、重要な意思決定の過程や業務の執行状況の把握を行うとともに、当社の各部門及び子会社への往査を実施しました。加えて、会計監査人と定期的に会合を設けて情報交換を行うなど、監査の充実に努めました。

②連結計算書類の「連結注記表」

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

29社

積水樹脂商事(株)、エスジェイシー寿(株)、積水樹脂産商(株)、東北積水樹脂(株)、宮崎積水樹脂(株)、ロードエンタープライズ(株)、サンエイポリマー(株)、関東積水樹脂(株)、セキスイジュショーロッパホールディングス B.V.、サミットストラッピング Corp.、無錫積水樹脂有限公司、積水樹脂キャップアイシステム(株)、セキスイジュシ(タイランド)Co.,Ltd.、積水樹脂プラメタル(株)、日本ライナー(株)、スペーシア(株)他 13 社

非連結子会社 セキスイジュシフィリピン,Inc. 他

(連結の範囲から除いた理由) ……非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産額、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため連結範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社 2社

日本興業(株)、近藤化学工業(株)

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

セキスイジュシフィリピン,Inc. 他

(持分法を適用しなかった理由) ……当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちセキスイジュショーロッパホールディングス B.V.、青島積水樹脂有限公司、サミットストラッピング Corp.、青島積水樹脂新包材有限公司、セキスイジュシストラッピング B.V.、ジスロン(ヨーロッパ)B.V.、セキスイジュン(タイランド)Co.,Ltd.及び無錫積水樹脂有限公司の決算日は 12 月 31 日であり、連結計算書類作成に当たっては、12 月 31 日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うことにしております。また、その他の子会社の事業年度末日は、連結決算日と同一であります。

なお、当連結会計年度より、連結子会社のエスジェイシー寿(株)、積水樹脂技術研究所、ロードエンタープライズ(株)、サンエイポリマー(株)は決算日を 12 月 31 日から 3 月 31 日に変更しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの…………… 移動平均法に基づく原価法
デリバティブ…………… 時価法
たな卸資産…………… 月別移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額について
は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)…………… 当社及び国内連結子会社は主として定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しておりますが、海外連結子会社は定額法を採用しております。

無形固定資産(リース資産を除く)…………… 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上しており、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、海外連結子会社は、債権の回収可能性を個別に検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に対応する支給見積額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に対応する支給見積額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………国内連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………デリバティブ取引(為替予約取引)

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

為替変動によるリスクを軽減する目的で、当該取引高の範囲内において利用しております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の時価変動額の累計額とヘッジ対象の時価変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。

②のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

③退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定期準によっております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産減価償却累計額

42,144百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	47,313,598	-	-	47,313,598
合 計	47,313,598	-	-	47,313,598
自己株式				
普通株式(注)	2,886,080	2,046	4	2,888,122
合 計	2,886,080	2,046	4	2,888,122

(注) 1. 普通株式の増加株式数の内訳			
単元未満株式の買取による増加		824 株	
持分法適用会社の自己株式(当社株式)の取得による増加		1, 222 株	
2. 普通株式の減少株式数の内訳			
単元未満株式の買増請求による減少		4 株	

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 27 年 4 月 24 日取締役会	普通株式	800	18	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 5 日
平成 27 年 10 月 28 日取締役会	普通株式	756	17	平成 27 年 9 月 30 日	平成 27 年 12 月 4 日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成 28 年 4 月 26 日取締役会	普通株式	利益剰余金	845	19	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 8 日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、顧客の信用状況の定期的なモニタリングにより取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金は主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、当社グループでは、経営管理部が適時に資金繰り計画を作成することにより、流動性リスクを回避しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	28,110	28,110	—
(2) 受取手形及び売掛金	26,756	26,756	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	8,330	8,330	—
(4) 支払手形及び買掛金	(14,914)	(14,914)	—
(5) 短期借入金	(1,900)	(1,900)	—
(6) 未払金	(1,230)	(1,230)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはおおむね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払金

これらはおおむね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 関係会社株式(連結貸借対照表計上額 3,169 百万円)、非上場株式(連結貸借対照表計上額 409 百万円)及び投資事業有限責任組合(連結貸借対照表計上額 24 百万円)への出資は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

1, 843 円 67 銭

2. 1株当たり当期純利益

142 円 45 銭

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

③計算書類の「個別注記表」

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社及び関連会社株式	移動平均法に基づく原価法
その他有価証券	時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法に基づく原価法
デリバティブ	時価法
たな卸資産	製品・商品、原材料・貯蔵品及び仕掛品 月別移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)	定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。
無形固定資産(リース資産を除く)	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上しており、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に対応する支給見積額を計上しております。
役員賞与引当金	役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に対応する支給見積額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 デリバティブ取引(為替予約取引)
ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

為替変動によるリスクを軽減する目的で、当該取引高の範囲内において利用しております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の時価変動額の累計額とヘッジ対象の時価変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。

(2) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法については、5年間の定額法により償却を行っております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として処理する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額	28,159 百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	4,473 百万円
3. 関係会社に対する長期金銭債権	239 百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債務	9,130 百万円
5. 有形固定資産の取得価額から控除されている圧縮記帳額	82 百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する売上高	7,961 百万円
2. 関係会社からの仕入高	11,763 百万円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高	938 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位: 株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(注)	2,815,936	824	4	2,816,756

(注)1. 増加株式数の内訳

単元未満株式の買取による増加 824 株

2. 減少株式数の内訳

単元未満株式の買増請求による減少 4 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	635 百万円
関係会社株式評価損	438 百万円
減損損失	425 百万円
未払事業税	96 百万円
賞与引当金	89 百万円
投資有価証券評価損	65 百万円
貸倒引当金	53 百万円
その他	107 百万円
繰延税金資産小計	1,912 百万円
評価性引当額	△ 929 百万円
繰延税金資産合計	982 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,236 百万円
固定資産圧縮積立金	△ 281 百万円
繰延税金負債合計	△1,517 百万円

繰延税金負債の純額

△ 535 百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	積水樹脂商事㈱	大阪市	72	商品販売	100.00	役員 5名	当社製品の販売及び保険業務の代行	住建製品等の販売	6,044	受取手形売掛金	872 1,960
								余剰資金の預り	3,030	預り金	1,300
子会社	積水樹脂プラタル㈱	長野県上伊那郡辰野町	489	製品製造及び販売	89.36 (0.21)	役員 2名	製品仕入及び建屋の賃貸	余剰資金の預り	2,545	預り金	2,420

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 取引価格については、市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税を含んでおります。
3. 議決権等の所有割合の()内は、内数で間接所有割合を記載しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1, 628 円 33 錢
2. 1株当たり当期純利益	113 円 56 錢

(注)記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。